

令和6年度 第5回吹田市政策会議概要

日 時：令和7年（2025年）2月3日（月）午前9時35分～午前10時15分

場 所：吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、今峰行政経営部長、中川税務部長、
杉会計管理者、笹野消防長、梶崎理事（地域整備担当）

所 管：【総務部（人事室）】

大山総務部長、河合室長、山谷参事、藤井参事、川口参事、長尾主査

案 件	一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
担当及び関連部局	総務部（人事室）
【案件概要】 専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験を必要とする業務に従事させるため、当該者について任期を限って採用できるよう、吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「条例」という。）を一部改正するもの。	
【所管部の考え方】 行政の高度化、多様化が進展する中で、専門的な知識経験を有する人材を一定期間任用し、よりの確な対応とサービスの提供を行うことを目的として、平成14年（2002年）に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）が制定されている。 本市では、一般の行政職員が有していない高度の専門的な知識経験等を活用する観点から、令和4年（2022年）10月1日に条例を施行し、弁護士資格を有する者を「特定任期付職員」として任用している。 市の事業の推進には、専門的な知識や経験を有し、かつ、マネジメントができる職員の確保が不可欠であり、近年、官民間問わず多くの業界で人手不足が深刻化する中、本市においても、そうした人材を確実に確保するための方策の拡充が必要となっている。 今般、期間が限定される専門的な行政ニーズに対し、より効率的に対応する必要があることから、法に基づき「一般任期付職員」も任用できるよう、条例の一部を改正するもの。	
【質疑概要】 質問： 「特定任期付職員」と「一般任期付職員」の違いは。 また、法に記載のある「一般任期付職員」と「4条任期付職員」、「任期付短時間勤務職員」の違いは。 回答： 「特定任期付職員」は高度の専門的知識経験等を有する者で、「一般任期付職員」は専門的知識経験を有する者。 「4条任期付職員」は一定の期間内に終了が見込まれるか、一定の期間に業務量の増加が見込まれる場合に任用するもので、一般事務の任用も想定している。「任期付短時間勤務職員」は、「4条任期付職員」の条件とほぼ同	

様だが、そのうち市民サービスの向上のため短時間で任用する場合を想定しているもの。

質問： 「特定任期付職員」の条件である「高度な専門的知識経験等」とはどのようなものか。

回答： 法第3条第1項には「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」とある。国の通知によると「優れた識見」とは、「創造的先見的な判断力等」のことを言う、とあり、国家資格等の有無だけでなく、そういった識見があると判断できれば「特定任期付職員」となる。

質問： 給与の基準はどうなるのか。

回答： 「特定任期付職員」は「高度な」という条件があったため、単一の給与条例を定めている。「一般任期付職員」の給与の決定に当たっては、「吹田市一般職の職員の給与に関する条例（吹田市給与条例）」の行政職給料表を適用し、採用する職員の経験や知識、専門性を加味してその都度給与を決定する仕組みとする。

質問： 現時点では上の川周辺整備事業における任用の想定であるが、その後は必要に応じて他の部局でも「一般任期付職員」の採用を行うことが出来るのか。また、その際の判断の基準等はどのようなものを想定しているのか。

回答： お見込みの通り。現時点で予定しているのは上の川周辺整備事業だけが、今後もニーズがあれば検討する。

今後の新たな採用の判断等については、定数増や新たな職種の設定があるなど必要に応じて職員体制評価委員会や政策調整会議の場で具体的に議論していく。

質問： 職員体制上の定数はどのような考え方になるのか。「一般任期付職員」を採用した場合、定数は減となるのか。

回答： 今回の上の川周辺整備事業に関しては現在の職員定数の中に含まれることとなる。

意見： 職員体制としては定数として扱われ、採用した一般任期付職員は正規職員のポジションとなる。一般任期付職員の採用及び配置等、職員体制については慎重に検討する必要がある。

指示： 今後、他の事業においても採用を検討するにあたっては、「専門的な知識経験」の判断が主観的な選び方となってしまうよう、運用上の整理を行っておくこと。

【結果】

本件は承認された。会議での意見・指示を踏まえて取組を進めること。